

別紙14 各種関係機関への事前確認事項リスト

○ 各種関係機関への事前確認事項リスト

No.	事前確認事項	
1	○ 建築基準法第48条ただし書きの許可について ・良好な住居の環境を害するおそれがないことを示すため、渋滞、騒音、日影、ビル風、電波障害に対する調査を要する。 ○ 建築基準法第7条の6の仮使用認定について ・設定している敷地に現県立体育館を含むことから、建屋の供用開始に併せて仮使用認定を受け、現県立体育館の解体後に完了検査を受ける必要がある。	
	確認先	秋田市 都市整備部 建築指導課
2	○ 都市計画法に基づく手続きについて ・法第29条の規定による開発行為の許可を要する規模の区画形質の変更が見込まれるが、公園施設につき、ただし書きの規定により許可を要しない。 ・法第53条の規定による建築の許可について、ただし書きの規定により許可を要しない。	
	確認先	秋田市 都市整備部 都市計画課
2	○ 景観法に基づく手続きについて ・法第16条の規定による届出等は、工事着工の30日前までに行う必要がある。	
	確認先	秋田市 都市整備部 都市計画課
3	○ 屋外広告物条例に基づく許可について ・秋田市屋外広告物条例第5条の規定による広告物設置許可に際しては、実施設計段階でサイン図(案)等をもとにした事前協議を要する。	
	確認先	秋田市 都市整備部 都市計画課
4	○ 都市公園法に基づく許可申請について ・法第6条第1項の規定による公園占有有許可申請、および第5条第1項の規定による公園施設の設置許可申請は、申請者を秋田県として差し支えない。	
	確認先	秋田市 建設部 公園課
5	○ 上水道について ・計画地1の西側の配水管350φから引き込むことが可能である。なお、南側および東側の配水管は幹線であり分岐を認められないため、引き込みは不可能である。 ・計画地1内の連絡配水管の移設を要する場合は、注意を要する。(業務要求水準書「第3-4. 」を参照。)	
	確認先	秋田市 上下水道局 水道維持課
6	○ 下水道について ・計画地1の東側(メイン園路側)にある合流管600φに繋ぎ込むことが可能である(接続最大口径は200φまで可)。 ・雨水については敷地内最終樹合流とすることが可能である。	
	確認先	秋田市 上下水道局 下水道整備課
7	○ 車両出入口の構造について ・西側道路(市外旭川新川線)側は車両動線が半円形で道路に正対する(直角に進入する)ように設ける。 ・ゲート等の機械を設置する場合、出入口及び道路上で渋滞を引き起こすことがないように、敷地内に引き込んで設置する。 ・進入禁止に出来るようにボラード・バリカー(車止め)等を設けることの検討を要する。 ○ 工事用車両の出入りの方法について ・西側道路(外旭川新川線)および南側道路(県道26号・秋田駅八橋線)の出入りは、左折のみとする。	
	確認先	秋田県警本部 交通部 交通規制課